【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成21年11月27日

【四半期会計期間】 第108期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

 【会社名】
 株式会社大光銀行

 【英訳名】
 THE TAIKO BANK,LTD.

 【代表者の役職氏名】
 取締役頭取 古出 哲彦

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

【電話番号】 (0258)36-4111番(代表) 【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 岩﨑 道雄 東京都豊島区西池袋三丁目28番13号

【最寄りの連絡場所】 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所

【電話番号】 (03)3984-3824番(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部・東京事務所長 田村 郁朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大光銀行 東京支店

(東京都豊島区西池袋三丁目28番13号)

株式会社大光銀行 川口支店

(埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成21年度中間 連結会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	13,571	14,373	13,132	26,969	28,099
連結経常利益	百万円	2,966	1,708	1,323	4,036	489
連結中間純利益	百万円	1,323	1,181	927	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	2,209	1,113
連結純資産額	百万円	62,096	56,854	60,490	56,945	54,553
連結総資産額	百万円	1,241,652	1,252,332	1,276,576	1,250,022	1,258,331
1 株当たり純資産額	円	620.70	568.16	604.61	569.05	545.11
1 株当たり中間純利益金額	円	13.27	11.85	9.31	-	-
1 株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	22.17	11.17
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	-	•	,	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	4.98	4.52	4.71	4.54	4.31
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.07	11.37	11.68	11.41	11.40
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	18,445	9,796	24,315	15,312	6,652
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	32,171	14,674	11,448	16,500	10,509
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	252	362	353	7,495	705
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	37,472	21,892	42,799	27,133	30,285
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,000 [330]	1,009 [363]	1,014 [376]	990 [337]	994 [364]

- (注)1.当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2.1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」 に記載しております。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4. 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計 中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
 - 5.連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 - 6. 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(=)=11000001				签400世中		₩ 4 0.7 HD
回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月	,	平成19年 9 月	平成20年 9 月	平成21年 9 月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	13,385	14,212	12,955	26,599	27,777
経常利益	百万円	2,892	1,700	1,280	3,960	524
中間純利益	百万円	1,307	1,181	906	•	ı
当期純利益	百万円				2,188	1,161
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	100,014	100,014	100,014	100,014	100,014
純資産額	百万円	61,704	56,453	60,103	56,547	54,198
総資産額	百万円	1,240,820	1,251,522	1,275,816	1,249,192	1,257,597
預金残高	百万円	1,156,569	1,163,849	1,186,232	1,157,910	1,173,092
貸出金残高	百万円	809,277	825,051	841,719	818,511	847,110
有価証券残高	百万円	367,631	357,830	346,004	349,606	327,283
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.50	5.00
自己資本比率	%	4.97	4.51	4.71	4.53	4.30
単体自己資本比率	04	10.07	11 20	11 60	11 11	11 11
(国内基準)	%	10.07	11.38	11.69	11.41	11.41
従業員数	1	984	991	996	974	977
[外、平均臨時従業員数]	^	[312]	[343]	[358]	[318]	[345]

- (注) 1.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
 - 3.単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 - 4. 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
従業員数(人)	1,014 (376)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当行グループから当行グループ外への出向者を除き、当行グループ外から当行グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員数(嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員)を含んでおりません。
 - 2.臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

	1 1-X= : 1 2 / 3 0 0 11 - 70 11
公 兴 吕粉(1)	996
従業員数(人)	(358)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当行から社外への出向者を除く)であり、臨時従業員数(嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員)を含んでおりません。
 - 2.臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
 - 3. 当行の従業員組合には、大光銀行労働組合と大光銀行従業員組合があります。

平成21年9月30日現在の組合員数は、大光銀行労働組合882人、大光銀行従業員組合5人であります。 労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行、連結子会社及び 持分法適用会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済を顧みますと、アジア向けを中心とした輸出の増加や政府の経済対策による押上げ効果もあり、個人消費を中心に一部持ち直しの動きがみられたものの、企業収益の大幅な減少による雇用情勢の悪化や設備投資の減少など、景気は厳しい状況が続きました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、トキめき新潟国体の開催等による観光面でのプラス効果のほか、輸出や生産の持ち直し、公共投資の増加の一方で、厳しい企業収益と雇用情勢の悪化を背景に個人消費が力強さに欠けるなど、県内景気は低水準で推移しました。

このような経済状況のもとで、当行グループの第2四半期連結会計期間の連結経営成績につきましては、資金運用収益57億83百万円(前年同四半期比2億64百万円減少)、役務取引等収益4億89百万円(前年同四半期比2百万円増加)などにより経常収益は67億73百万円(前年同四半期比1億47百万円増加)となりました。また、資金調達費用7億33百万円(前年同四半期比2億76百万円減少)、役務取引等費用3億72百万円(前年同四半期比64百万円減少)、株式等売却損及び不良債権処理費用などにより経常費用は63億34百万円(前年同四半期比29百万円減少)となり、その結果、連結経常利益は4億38百万円(前年同四半期比1億75百万円増加)となりました。

これらにより、当第2四半期連結会計期間の純利益は、特別利益6億82百万円、特別損失34百万円、過年度法人税等を含めた法人税等合計5億81百万円などにより4億96百万円(前年同四半期比3億1百万円増加)となりました。

当第2四半期連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産1兆2,765億76百万円(前年度末比182億45百万円増加)、純資産は604億90百万円(前年度末比59億37百万円増加)となりました。主要科目につきましては、貸出金8,416億円(前年度末比53億46百万円減少)、有価証券3,460億65百万円(前年度末比187億36百万円増加)、預金1兆1,862億円(前年度末比131億42百万円増加)となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門48億7百万円(合計に対する割合95.2%)、国際業務部門2億42百万円(合計に対する割合4.8%)となりました。

役務取引等収支は国内業務部門 1 億16百万円(合計に対する割合99.2%)、国際業務部門 0 百万円(合計に対する割合0.8%)となりました。

4禾米百	#801	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類 	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次合定田田士	前第2四半期連結会計期間	4,861	176	-	5,038
資金運用収支 	当第2四半期連結会計期間	4,807	242	-	5,050
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	5,851	229	33	6,047
プロ貝並建用収益	当第2四半期連結会計期間	5,535	277	29	5,783
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	989	52	33	1,009
プロ貝立副注貝用	当第2四半期連結会計期間	727	34	29	733
公教取引学顺士	前第2四半期連結会計期間	49	1	-	51
役務取引等収支 	当第2四半期連結会計期間	116	0	-	116
こと 公教 取引 学 収 分	前第2四半期連結会計期間	483	3	-	487
うち役務取引等収益	当第2四半期連結会計期間	486	3	-	489
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	434	2	-	436
フタロの取り 守負用	当第2四半期連結会計期間	370	2	-	372
スの仏光教順士	前第2四半期連結会計期間	608	2	-	606
その他業務収支 	当第2四半期連結会計期間	238	6	-	245
ニナスの <u></u> 仏	前第2四半期連結会計期間	17	4	-	22
うちその他業務収益	当第2四半期連結会計期間	239	6	-	245
ニナスの <u></u>	前第2四半期連結会計期間	626	2	-	628
うちその他業務費用	当第2四半期連結会計期間	0	-	-	0

⁽注)1.国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

^{2.} 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務及び為替業務を中心に4億89百万円となりました。 一方、役務取引等費用は、国内業務部門を中心に3億72百万円となりました。

括 粘	#8.51	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類 	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
√Ω ₹6 ₽Π ⊃ I Φ IIΠ →	前第2四半期連結会計期間	483	3	-	487
役務取引等収益 	当第2四半期連結会計期間	486	3	-	489
こと四会、岱山光双	前第2四半期連結会計期間	142	-	-	142
うち預金・貸出業務	当第2四半期連結会計期間	132	-	-	132
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	199	2	-	202
プロ州首末街	当第2四半期連結会計期間	186	2	-	189
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	10	-	-	10
プロ証分別度未効	当第2四半期連結会計期間	16	-	-	16
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	9	-	-	9
プラル珪素物	当第2四半期連結会計期間	9	-	-	9
うち保護預り・貸金	前第2四半期連結会計期間	0	-	-	0
庫業務	当第2四半期連結会計期間	0	-	-	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	29	0	-	29
プラ体証未務	当第2四半期連結会計期間	10	0	-	11
うち投信・保険窓販	前第2四半期連結会計期間	106	-	-	106
業務	当第2四半期連結会計期間	92	-	-	92
少 数取引学费用	前第2四半期連結会計期間	434	2	-	436
役務取引等費用 	当第2四半期連結会計期間	370	2	-	372
った为麸光教	前第2四半期連結会計期間	35	2	-	37
うち為替業務	当第2四半期連結会計期間	36	2	-	38

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
	规则	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 預金合計	平成20年 9 月30日	1,161,381	2,431	-	1,163,812
	平成21年9月30日	1,183,787	2,412	-	1,186,200
こと 大計 州 邳 今	平成20年 9 月30日	350,899	-	-	350,899
うち流動性預金 	平成21年 9 月30日	361,954	-	-	361,954
こと 字即州 邳 今	平成20年 9 月30日	800,279	-	-	800,279
うち定期性預金	平成21年 9 月30日	814,234	-	-	814,234
ニナスの供	平成20年 9 月30日	10,202	2,431	-	12,634
うちその他	平成21年 9 月30日	7,598	2,412	-	10,011
- 李冲州亞今	平成20年 9 月30日	-	-	-	-
譲渡性預金 	平成21年 9 月30日	-	-	-	-
総合計	平成20年 9 月30日	1,161,381	2,431	-	1,163,812
	平成21年 9 月30日	1,183,787	2,412	-	1,186,200

⁽注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

^{2.} 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

貸出金残高の状況

業種別貸出状況 (残高・構成比)

未性別負山状况(沒同·梅戏比)						
光廷山	平成20年9月	30日				
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)				
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	824,914	100.00				
製造業	88,669	10.75				
農業	4,356	0.53				
林業	141	0.02				
漁業	349	0.04				
鉱業	3,098	0.38				
建設業	76,347	9.26				
電気・ガス・熱供給・水道業	873	0.11				
情報通信業	3,363	0.41				
運輸業	16,365	1.98				
卸売・小売業	81,507	9.88				
金融・保険業	8,242	1.00				
不動産業	71,817	8.70				
各種サービス業	109,970	13.33				
地方公共団体	77,079	9.34				
その他	282,731	34.27				

※ ₹□1	平成21年 9 月	30日
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	841,600	100.00
製造業	95,338	11.33
農業,林業	5,091	0.60
漁業	315	0.04
鉱業,採石業,砂利採取業	3,011	0.36
建設業	80,597	9.58
電気・ガス・熱供給・水道業	600	0.07
情報通信業	3,713	0.44
運輸業,郵便業	18,477	2.19
卸売業,小売業	83,981	9.98
金融業,保険業	13,045	1.55
不動産業,物品賃貸業	84,212	10.01
サービス業等	100,664	11.96
地方公共団体	67,858	8.06
その他	284,689	33.83

⁽注)1.海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

^{2.}日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による98億3百万円の減少、預金の増加による29億5百万円の増加、コールローン等の減少による250億26百万円の増加等により188億62百万円の流入(前年同四半期比144億35百万円流入増加)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還・売却・取得による収支 3億89百万円等で4億35百万円 の流出(前年同四半期比30億62百万円流出減少)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出52百万円等で53百万円流出(前年同四半期比25百万円流出増加)しました。

これにより当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は427億99百万円(前年同四半期末は218億92百万円)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

<u>次へ</u>

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1.損益の概要(単体)

1.頂血が減な(牛杯)	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	9,521	10,334	813
経費(除く臨時費用分)	7,133	7,196	63
人件費	4,080	4,079	1
物件費	2,745	2,815	70
税金	307	301	6
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,387	3,137	750
一般貸倒引当金繰入額	829	-	829
業務純益	3,217	3,137	80
うち債券関係損益	604	293	897
臨時損益	1,516	1,856	340
うち株式関係損益	530	70	600
うち不良債権処理損失	1,954	1,456	498
貸出金償却	321	1,104	783
個別貸倒引当金繰入額	1,031	•	1,031
偶発損失引当金繰入額	568	289	279
債権等売却損	32	2	30
その他	-	59	59
経常利益	1,700	1,280	420
特別損益	128	474	346
うち固定資産処分損益	22	32	10
うち償却債権取立益	151	93	58
うち貸倒引当金戻入益	-	443	443
うち減損損失	-	29	29
税引前中間純利益	1,829	1,755	74
法人税、住民税及び事業税	1,044	258	786
過年度法人税等	-	607	607
法人税等調整額	397	16	381
法人税等合計	647	848	201
中間純利益	1,181	906	275

- (注) 1.業務粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他業務収支
 - 2.業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時費用分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 4.債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券償却
 - 5.株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2.利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.95	1.81	0.14
(イ)貸出金利回	2.41	2.21	0.20
(口)有価証券利回	1.15	1.20	0.05
(2) 資金調達原価	1.61	1.51	0.10
(イ)預金等利回	0.32	0.24	0.08
(口)外部負債利回	2.33	2.34	0.01
(3) 総資金利鞘 -	0.33	0.30	0.03

- (注) 1.「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 - 2.「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

3 . R O E (単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	8.42	10.94	2.52
業務純益ベース	11.35	10.94	0.41
中間純利益ベース	4.17	3.16	1.01

4.預金・貸出金の状況(単体)

(1)預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,163,849	1,186,232	22,383
預金(平残)	1,113,709	1,141,795	28,086
貸出金(末残)	825,051	841,719	16,668
貸出金(平残)	786,005	809,178	23,173

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

(=)			
	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	873,527	891,214	17,687
法人	233,402	237,705	4,303
合計	1,106,929	1,128,920	21,991

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3)消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	255,103	257,658	2,555
住宅ローン残高	230,509	235,365	4,856
その他ローン残高	24,593	22,293	2,300

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	百万円	700,038	714,150	14,112
総貸出金残高	百万円	825,051	841,719	16,668
中小企業等貸出金比率 /	%	84.85	84.84	0.01
中小企業等貸出先件数	件	73,775	71,138	2,637
総貸出先件数	件	73,926	71,311	2,615
中小企業等貸出先件数比率	%	99.80	99.76	0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用 する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であり ます。

5.債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

Extension to the state of							
4壬 米五	前中間会	会計期間	当中間会	会計期間			
種類	口数(件)	口数(件) 金額(百万円)		金額(百万円)			
手形引受	23	321	24	405			
信用状	38	116	25	191			
保証	581	3,181	559	2,837			
計	642	3,620	608	3,434			

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。 連結自己資本比率 (国内基準)

項目		平成20年 9 月30日	平成21年 9 月30日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
	資本金		10,000	10,000
	資本剰余金		8,208	8,208
甘木的项口	利益剰余金		36,732	37,108
基本的項目 (Tier 1)	自己株式()		120	123
(Tier)	社外流出予定額()		249	249
	その他有価証券の評価差損()		445	-
	計	(A)	54,125	54,944
	土地の再評価額と再評価の直前の帳 簿価額の差額の45%相当額		2,119	2,108
	一般貸倒引当金		3,800	3,788
補完的項目	負債性資本調達手段等		10,000	10,000
(Tier 2)	うち期限付劣後債務及び期限付優先 株(注1)		10,000	10,000
	計		15,920	15,897
	うち自己資本への算入額	(B)	15,920	15,897
控除項目	控除項目(注2)	(C)	858	-
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	69,187	70,842
	資産(オン・バランス)項目		565,300	564,273
	オフ・バランス取引等項目		2,749	2,521
	信用リスク・アセットの額	(E)	568,049	566,794
リスク・ア セット等	オペレーショナル・リスク相当額に 係る額((G)/8%)	(F)	40,024	39,426
	(参考)オペレーショナル・リスク 相当額	(G)	3,201	3,154
	計(E)+(F)	(H)	608,073	606,221
連結自己資本	比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.37	11.68
(参考) Tier	1比率=A/H×100(%)		8.90	9.06

- (注) 1.告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 2.告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

	<u> </u>		平成20年 9 月30日	平成21年9月30日
	項目	金額(百万円)	金額(百万円)	
	資本金		10,000	10,000
	資本準備金		8,208	8,208
	その他資本剰余金		-	-
	利益準備金		1,791	1,791
基本的項目	その他利益剰余金		34,778	35,180
(Tier1)	その他		-	-
	自己株式()		120	123
	社外流出予定額()		249	249
	その他有価証券の評価差損()		445	-
	計	(A)	53,963	54,807
	土地の再評価額と再評価の直前の帳		2,119	2,108
	簿価額の差額の45%相当額		2,113	2,100
	一般貸倒引当金		3,789	3,778
補完的項目	負債性資本調達手段等		10,000	10,000
(Tier 2)	うち期限付劣後債務及び期限付優		10,000	10,000
	先株(注1)		10,000	
	計		15,909	15,886
	うち自己資本への算入額	(B)	15,909	15,886
控除項目	控除項目(注2)	(C)	858	-
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	69,013	70,694
	資産(オン・バランス)項目		564,112	563,121
	オフ・バランス取引等項目		2,749	2,521
	信用リスク・アセットの額	(E)	566,862	565,643
リスク・ア	オペレーショナル・リスク相当額に	(F)	39,389	38,883
セット等	係る額((G)/8%)		39,309	30,003
	(参考)オペレーショナル・リスク	(G)	3,151	3,110
	相当額		·	·
	計(E)+(F)	(H)	606,251	604,526
単体自己資本	比率(国内基準)=D/H×100(%)		11.38	11.69
(参考) Tie	er 1 比率 = A / H × 100(%)		8.90	9.06

- (注) 1. 告示第41条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
 - 2.告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3.要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権 以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成20年 9 月30日	平成21年 9 月30日
1月惟の区方	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	108	109
危険債権	195	206
要管理債権	44	31
正常債権	8,038	8,189

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	100,014,000	100,014,000	東京証券取引所市場第二部	単元株式数 1,000株
計	100,014,000	100,014,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

١		発行済株式総	発行済株式総				
-	年月日	数増減数	数残高	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増	資本準備金残
	173-	(千株)	(千株)	(千円)	(千円)	減額(千円)	高(千円)
	平成21年7月1日~		100 014		10,000,000		0 200 010
	平成21年 9 月30日	-	100,014	-	10,000,000	-	8,208,919

(5)【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,400	5.39
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,655	3.65
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番	2,594	2.59
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	2,410	2.41
株式会社みずほコーポレート 銀行	 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,075	2.07
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,908	1.90
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	1,480	1.47
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	1,424	1.42
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,395	1.39
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,365	1.36
計		23,706	23.70

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

			1 /2/2 : 1 3 / 300 11 / 2/11
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 380,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,317,000	99,317	同上
単元未満株式	普通株式 317,000	-	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	100,014,000	-	-
総株主の議決権	-	99,317	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	380,000	1	380,000	0.38
計		380,000	-	380,000	0.38

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	213	198	199	259	282	283
最低(円)	173	184	183	186	242	248

(注)最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1)新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役 名	職名	氏 名	退任年月日
常務取締役	新潟地区本部長	髙野 力三	平成21年8月18日
取締役頭取		中島 富雄	平成21年 9 月30日

(3) 役職の異動

()			
新役名及び職名	旧役名及び職名	氏 名	異動年月日
専務取締役新潟地区本部長	専務取締役	小坂井 寛明	平成21年8月18日
取締役頭取	取締役副頭取	古出 哲彦	平成21年10月 1 日

第5【経理の状況】

- 1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2.当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4.当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表については、監査法人トーマツにより中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	21,892	42,799	30,285
コールローン及び買入手形	20,000	20,000	25,000
買入金銭債権	113	9	52
商品有価証券	54	53	55
金銭の信託	3,000	3,000	3,000
有価証券	1, 7, 13 357,926	1, 7, 13 346,065	1, 7, 13 327,329
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 824,914	2, 3, 4, 5, 6, 8 841,600	2, 3, 4, 5, 6, 8 846,946
外国為替	3,852	6 3,727	4,079
その他資産	₇ 4,915	7 4,705	7 4,628
有形固定資産	9, 10	9, 10 14,296	9, 10 14,329
無形固定資産	1,365	1,000	1,213
繰延税金資産	7,293	5,948	9,446
支払承諾見返	3,620	3,434	2,907
貸倒引当金	10,691	10,064	10,941
資産の部合計	1,252,332	1,276,576	1,258,331
負債の部			
預金	1,163,812	1,186,200	1,173,058
コールマネー及び売渡手形	7 1,036	902	982
借用金	2,000	2,000	2,000
外国為替	0	2	0
社債	12 8,000	12 8,000	12 8,000
その他負債	7,233	5,878	7,251
賞与引当金	869	853	739
役員賞与引当金	16	18	27
退職給付引当金	5,393	5,290	5,327
役員退職慰労引当金	168	217	198
睡眠預金払戻損失引当金	189	199	198
利息返還損失引当金	39	20	31
偶発損失引当金	629	609 2,458	591 2,463
再評価に係る繰延税金負債	9	9	9
支払承諾	3,620	3,434	2,907
負債の部合計	1,195,477	1,216,086	1,203,778
純資産の部	10,000	10,000	10,000
資本金 資本剰余金	10,000 8,208	10,000 8,208	10,000 8,208
利益剰余金	36,732	37,108	36,422
自己株式	120	123	122
株主資本合計	54,820	55,193	54,509
その他有価証券評価差額金	445	2,819	2,428
土地再評価差額金	2,241	2,226	2,233
評価・換算差額等合計	1,796	5,046	194
少数株主持分	238	249	239
純資産の部合計	56,854	60,490	54,553
負債及び純資産の部合計	1,252,332	1,276,576	1,258,331
H		1,2.0,070	1,200,881

(2)【中間連結損益計算書】

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	14,373	13,132	28,099
資金運用収益	11,914	11,385	23,559
(うち貸出金利息)	9,590	9,032	19,061
(うち有価証券利息配当金)	2,177	2,294	4,268
役務取引等収益	1,103	995	2,125
その他業務収益	60	343	869
その他経常収益	1,293	408	1,544
経常費用	12,664	11,809	27,610
資金調達費用	1,970	1,503	3,715
(うち預金利息)	1,847	1,392	3,469
役務取引等費用	831	755	1,640
その他業務費用	629	0	2,744
営業経費	7,398	7,569	14,690
その他経常費用	1,834	1,980	4,818
経常利益	1,708	1,323	489
特別利益	171	542	410
固定資産処分益	19	3	19
貸倒引当金戻入益	-	433	-
償却債権取立益	151	93	390
その他の特別利益	-	11	-
特別損失	42	65	101
固定資産処分損	42	36	93
減損損失	-	29	8
税金等調整前中間純利益	1,836	1,799	798
法人税、住民税及び事業税	1,058	277	961
過年度法人税等	-	607	-
法人税等調整額	407	23	1,283
法人税等合計	650	860	321
少数株主利益	4	11	6
中間純利益	1,181	927	1,113

(単位:百万円)

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度の連結 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 (自 平成20年4月1日 至 平成21年9月30日) 至 平成21年3月31日) 至 平成20年9月30日) 株主資本 資本金 前期末残高 10,000 10,000 10,000 当中間期変動額 当中間期変動額合計 10,000 10,000 10,000 当中間期末残高 資本剰余金 前期末残高 8,208 8,208 8,208 当中間期変動額 自己株式の処分 0 0 0 自己株式処分差損の振替 0 0 0 当中間期変動額合計 _ 当中間期末残高 8,208 8,208 8,208 利益剰余金 前期末残高 35,850 36,422 35,850 当中間期変動額 剰余金の配当 298 249 548 中間純利益 1,181 927 1,113 自己株式処分差損の振替 0 0 0 7 土地再評価差額金の取崩 6 当中間期変動額合計 882 685 572 当中間期末残高 36,732 37,108 36,422 自己株式 前期末残高 118 122 118 当中間期変動額 自己株式の取得 2 1 5 自己株式の処分 0 0 1 当中間期変動額合計 2 4 当中間期末残高 123 122 120 株主資本合計 前期末残高 53,940 54,509 53,940 当中間期変動額 剰余金の配当 298 249 548 中間純利益 1,181 927 1,113 自己株式の取得 2 5 自己株式の処分 0 0 1 自己株式処分差損の振替 土地再評価差額金の取崩 7 6 当中間期変動額合計 879 684 568 当中間期末残高 54,820 55,193 54,509

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	528	2,428	528
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	973	5,248	2,957
当中間期末残高	445	2,819	2,428
土地再評価差額金			
前期末残高	2,241	2,233	2,241
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	-	6	7
当中間期末残高	2,241	2,226	2,233
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,770	194	2,770
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	973	5,241	2,964
当中間期末残高	1,796	5,046	194
少数株主持分			
前期末残高	234	239	234
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3	10	4
当中間期変動額合計	3	10	4
当中間期末残高	238	249	239
純資産合計			
前期末残高	56,945	54,553	56,945
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	927	1,113
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
自己株式処分差損の振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	970	5,258	2,952
当中間期変動額合計	90	5,936	2,391
当中間期末残高	56,854	60,490	54,553

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	1,836	1,799	798
減価償却費	508	535	1,057
減損損失	-	29	8
持分法による投資損益(は益)	0	18	49
貸倒引当金の増減()	1,253	877	1,003
賞与引当金の増減額(は減少)	128	113	1
役員賞与引当金の増減額(は減少)	14	9	2
退職給付引当金の増減額(は減少)	81	37	146
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	22	19	7
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	6 -	1	2
利息返還損失引当金の増減額(は減少) 偶発損失引当金の増減()	568	11	530
資金運用収益	11,914		
真	1,970	11,385 1,503	23,559 3,715
・ 食 金銭の信託の運用損益(は運用益)	299	1,303	5,715
有価証券関係損益())	76	211	2,045
為替差損益(は益)	2	6	2,013
固定資産処分損益(は益)	22	32	73
貸出金の純増()減	6,442	5,345	28,474
預金の純増減()	5,931	13,142	15,176
コールローン等の純増()減	10,009	5,042	5,071
コールマネー等の純増減()	166	80	219
商品有価証券の純増()減	16	1	18
外国為替(資産)の純増()減	145	351	80
外国為替(負債)の純増減()	6	1	6
資金運用による収入	11,778	11,326	23,319
資金調達による支出	1,679	1,683	3,350
その他	466	237	256
小計	10,605	24,693	5,269
法人税等の支払額	809	377	1,382
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,796	24,315	6,652
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	170,508	101,625	286,118
有価証券の売却による収入	15,116	22,248	61,568
有価証券の償還による収入	140,938	68,107	235,734
有形固定資産の取得による支出	237	167	672
有形固定資産の売却による収入	85	14	94
無形固定資産の取得による支出	70	25	97
その他	14.674	0	10.500
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,674	11,448	10,509
財務活動によるキャッシュ・フロー		100	
リース債務の返済による支出	60	102	151
配当金の支払額 少数株主への配当金の支払額	298	249	548
自己株式の取得による支出	2	1	5
自己株式の取得による反山	0	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	362	353	705
	302		
現金及び現金同等物に係る換算差額 現金及び現金同等物の増減額(一は減小)	5041	12.512	2 152
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,241	12,513	3,152
現金及び現金同等物の期首残高	27,133	30,285	27,133
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 21,892	1 42,799	1 30,285

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
1 . 連結の範囲に関する事項	(1)連結子会社 2社	(1)連結子会社 2社	(1)連結子会社 2社
	会社名	会社名	連結子会社名は、「第1企業
	株式会社大光ビジネスサー	株式会社大光ビジネスサー	の概況4関係会社の状況」に
	ビス	ビス	記載しているため省略しまし
	たいこうカード株式会社	たいこうカード株式会社	た。
	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社
	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
2 . 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社	(1) 持分法適用の非連結子会社	(1) 持分法適用の非連結子会社
	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
	(2)持分法適用の関連会社 2社	(2)持分法適用の関連会社 2社	(2)持分法適用の関連会社 2社
	会社名 大光リース株式会社	会社名 大光リース株式会社	会社名 大光リース株式会社
	株式会社東北バンキン	株式会社東北バンキン	株式会社東北バンキン
	グシステムズ	グシステムズ	グシステムズ
	(3) 持分法非適用の非連結子会社	(3) 持分法非適用の非連結子会社	(3) 持分法非適用の非連結子会社
	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
	(4)持分法非適用の関連会社	(4)持分法非適用の関連会社	(4)持分法非適用の関連会社
	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
3.連結子会社の(中間)決算	連結子会社の中間決算日はすべて	同 左	連結子会社の決算日はすべて3月
日等に関する事項	9月末日であります。		末日であります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 . 会計処理基準に関する事項	(1)商品有価証券の評価基準及び	(1)商品有価証券の評価基準及び	(1)商品有価証券の評価基準及び
4 . 云前処理基準に関する事項		. ,	(,
	評価方法	評価方法	評価方法
	商品有価証券の評価は、時価法	同 左	同 左
	(売却原価は主として移動平均		
	法により算定)により行ってお		
	ります。		
	(2)有価証券の評価基準及び評価	(2)有価証券の評価基準及び評価	(2)有価証券の評価基準及び評価
	方法	方法	方法
	(イ)有価証券の評価は、満期保有	(イ) 同左	(イ)有価証券の評価は、満期保有
	目的の債券については移動平		目的の債券については移動平
	均法による償却原価法(定額		均法による償却原価法(定額
	法)、その他有価証券のうち時		法)、その他有価証券のうち時
	価のあるものについては、中間		価のあるものについては、連結
	連結決算日の市場価格等に基		- 決算日の市場価格等に基づく
	づく時価法(売却原価は主と		時価法(売却原価は主として
	して移動平均法により算定)、		移動平均法により算定)、時価
	時価のないものについては、移		のないものについては、移動平
	動平均法による原価法又は償		均法による原価法又は償却原
	却原価法により行っておりま		価法により行っております。
	ਰ _•		なお、その他有価証券の評価
	なお、その他有価証券の評価		差額については、全部純資産直
	差額については、全部純資産直		入法により処理しております。
	入法により処理しております。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	(口)有価証券運用を主目的とす	 (口) 同左	 (口) 同左
	る単独運用の金銭の信託にお		
	いて信託財産として運用され		
	ている有価証券の評価は、時価		
	法により行っております。		
	(3) デリバティブ取引の評価基準	(2) ゴロバニノブ取引の証体基準	(2) ゴロバニノブ取引の証件基準
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(3) デリバティブ取引の評価基準	(3) デリバティブ取引の評価基準
	及び評価方法	及び評価方法	及び評価方法
	デリバティブ取引の評価は、時	同 左	同 左
	価法により行っております。		

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自平成20年4月1日	(自平成21年4月1日	(自平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
(4)減価償却の方法	(4)減価償却の方法	(4)減価償却の方法
有形固定資産(リース資産を	有形固定資産(リース資産を	有形固定資産(リース資産を
除く)	除く) 	除く)
有形固定資産は、定率法(ただ	同 左	有形固定資産は、定率法(ただ
し、平成10年4月1日以後に取得		し、平成10年4月1日以後に取得
した建物(建物附属設備を除		した建物(建物附属設備を除
く。) については定額法)を採用		く。)については定額法)を採用
し、年間減価償却費見積額を期間		しております。
により按分し計上しております。		また、主な耐用年数は次のとお
また、主な耐用年数は次のとお		りであります。
りであります。		建 物:8年~50年
建 物:8年~50年		その他:3年~20年
その他:3年~20年		
無形固定資産(リース資産を	無形固定資産(リース資産を	無形固定資産(リース資産を
除く)	· 除く)	除く)
無形固定資産は、定額法により	同左	同左
 償却しております。なお、自社利		
用のソフトウェアについては、当		
行及び連結子会社で定める利用		
可能期間(5年)に基づいて償		
却しております。		
リース資産	 リース資産	リース資産
	ファス県/年 同左	万泉座 同左
リース取引に係る「有形固定資	 	19 4
産」及び「無形固定資産」中の		
リース資産は、リース期間を耐用		
ケース質性は、ケース期間を耐用		
ます。なお、残存価額については、		
リース契約上に残価保証の取り		
決めがあるものは当該残価保証		
額とし、それ以外のものは零とし		
ております。		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
(5) 貸倒引当金の計上基準	(5)貸倒引当金の計上基準	(5)貸倒引当金の計上基準
	当行の貸倒引当金は、予め定め	当行の貸倒引当金は、予め定め	当行の貸倒引当金は、予め定め
	ている償却・引当基準に則り、次	ている償却・引当基準に則り、次	ている償却・引当基準に則り、次
	のとおり計上しております。	のとおり計上しております。	のとおり計上しております。
	破産、特別清算等法的に経営破	破産、特別清算等法的に経営破	破産、特別清算等法的に経営破
	綻の事実が発生している債務者	綻の事実が発生している債務者	綻の事実が発生している債務者
	(以下、「破綻先」という。)に	(以下、「破綻先」という。)に	(以下、「破綻先」という。)に
	係る債権及びそれと同等の状況	係る債権及びそれと同等の状況	係る債権及びそれと同等の状況
	にある債務者(以下、「実質破綻	にある債務者(以下、「実質破綻	にある債務者(以下、「実質破綻
I I	先」という。) に係る債権につい	先」という。) に係る債権につい	先」という。) に係る債権につい
	ては、以下のなお書きに記載され	ては、以下のなお書きに記載され	ては、以下のなお書きに記載され
	ている直接減額後の帳簿価額か	ている直接減額後の帳簿価額か	ている直接減額後の帳簿価額か
	ら、担保の処分可能見込額及び保	ら、担保の処分可能見込額及び保	ら、担保の処分可能見込額及び保
	証による回収可能見込額を控除	証による回収可能見込額を控除	証による回収可能見込額を控除
	し、その残額を計上しておりま	し、その残額を計上しておりま	し、その残額を計上しておりま
	す。また、現在は経営破綻の状況	す。また、現在は経営破綻の状況	す。また、現在は経営破綻の状況
	9。また、現任は経営破綻の状况 にないが、今後経営破綻に陥る可	り。また、現任は経営破綻の状況 にないが、今後経営破綻に陥る可	り。また、現任は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可
			能性が大きいと認められる債務
	能性が大きいと認められる債務	能性が大きいと認められる債務	1301210 7 7 2 7 2 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	者に係る債権については、債権額	者に係る債権については、債権額	者に係る債権については、債権額
	から、担保の処分可能見込額及び	から、担保の処分可能見込額及び	から、担保の処分可能見込額及び
	保証による回収可能見込額を控	保証による回収可能見込額を控	保証による回収可能見込額を控
	除し、その残額のうち、債務者の	除し、その残額のうち、債務者の	除し、その残額のうち、債務者の
	支払能力を総合的に判断し必要	支払能力を総合的に判断し必要	支払能力を総合的に判断し必要
	と認める額を計上しております。	と認める額を計上しております。	と認める額を計上しております。
	上記以外の債権については、過去	上記以外の債権については、過去	上記以外の債権については、過去
	の一定期間における貸倒実績か	の一定期間における貸倒実績か	の一定期間における貸倒実績か
	ら算出した貸倒実績率等に基づ	ら算出した貸倒実績率等に基づ	ら算出した貸倒実績率等に基づ
1	き計上しております。	き計上しております。	き計上しております。
	すべての債権は、資産の自己査	すべての債権は、資産の自己査	すべての債権は、資産の自己査
	定基準に基づき、営業関連部署が	定基準に基づき、営業関連部署が	定基準に基づき、営業関連部署が
	資産査定を実施し、当該部署から	資産査定を実施し、当該部署から	資産査定を実施し、当該部署から
	独立した資産監査部署が査定結	独立した資産監査部署が査定結	独立した資産監査部署が査定結
	果を監査しており、その査定結果	果を監査しており、その査定結果	果を監査しており、その査定結果
	に基づいて上記の引当を行って	に基づいて上記の引当を行って	に基づいて上記の引当を行って
	おります。	おります。	おります。
	なお、破綻先及び実質破綻先に	なお、破綻先及び実質破綻先に	なお、破綻先及び実質破綻先に
	対する担保・保証付債権等につ	対する担保・保証付債権等につ	対する担保・保証付債権等につ
	いては、債権額から担保の評価額	いては、債権額から担保の評価額	いては、債権額から担保の評価額
	及び保証による回収が可能と認	及び保証による回収が可能と認	及び保証による回収が可能と認
	められる額を控除した残額を取	められる額を控除した残額を取	められる額を控除した残額を取
	立不能見込額として債権額から	立不能見込額として債権額から	立不能見込額として債権額から
	立不能免込領として資権領がら	直接減額しており、その金額は	直接減額しており、その金額は
	直接減額しており、その金額は 4.661百万円であります。		
	7	5,781百万円であります。 連結ス会社の登刷引出会は —	5,417百万円であります。
	連結子会社の貸倒引当金は、一	連結子会社の貸倒引当金は、一	連結子会社の貸倒引当金は、一
	般債権については過去の貸倒実	般債権については過去の貸倒実	般債権については過去の貸倒実
	績率等を勘案して必要と認めた 第4、後回駅の信告等は中央の信託	績率等を勘案して必要と認めた 55本、後の豚の床板ではつの床板	績率等を勘案して必要と認めた
	額を、貸倒懸念債権等特定の債権	額を、貸倒懸念債権等特定の債権	額を、貸倒懸念債権等特定の債権
	については、個別に回収可能性を	については、個別に回収可能性を	については、個別に回収可能性を
	勘案し、回収不能見込額をそれぞ	勘案し、回収不能見込額をそれぞ	勘案し、回収不能見込額をそれぞ
l —	れ引き当てております。	れ引き当てております。	れ引き当てております。
(6) 賞与引当金の計上基準	(6) 賞与引当金の計上基準	(6) 賞与引当金の計上基準
	賞与引当金は、従業員への賞与	同 左	賞与引当金は、従業員への賞与
	の支払いに備えるため、従業員に		の支払いに備えるため、従業員に
	対する賞与の支給見込額のうち、		対する賞与の支給見込額のうち、
	当中間連結会計期間に帰属する		当連結会計年度に帰属する額を
	額を計上しております。		計上しております。
			v

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日
至 平成20年 9 月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
(7)役員賞与引当金の計上基準	(7)役員賞与引当金の計上基準	(7)役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞	同 左	役員賞与引当金は、役員への賞
与の支払いに備えるため、役員に		与の支払いに備えるため、役員に
対する賞与の支給見込額のうち、		対する賞与の支給見込額のうち、
当中間連結会計期間に帰属する		当連結会計年度に帰属する額を
額を計上しております。		計上しております。
(8) 退職給付引当金の計上基準	(8) 退職給付引当金の計上基準	(8) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退	同 左	退職給付引当金は、従業員の退
職給付に備えるため、当連結会計		職給付に備えるため、当連結会計
年度末における退職給付債務及		年度末における退職給付債務及
び年金資産の見込額に基づき、当		び年金資産の見込額に基づき、必
中間連結会計期間末において発		要額を計上しております。また、
生していると認められる額を計		過去勤務債務及び数理計算上の
上しております。また、過去勤務		差異の損益処理方法は以下のと
債務及び数理計算上の差異の損		おりであります。
益処理方法は以下のとおりであ		
ります。		
過去勤務債務		過去勤務債務
その発生時の従業員の平均残		その発生時の従業員の平均残
存勤務期間内の一定の年数		存勤務期間内の一定の年数
(8年)による定額法により		(8年)による定額法により
損益処理		損益処理
数理計算上の差異		数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の従		各連結会計年度の発生時の従
業員の平均残存勤務期間内の		業員の平均残存勤務期間内の
一定の年数(10年)による定		一定の年数(10年)による定
額法により按分した額を、それ		額法により按分した額を、それ
ぞれ発生の翌連結会計年度か		ぞれ発生の翌連結会計年度か
ら損益処理		ら損益処理
(9)役員退職慰労引当金の計上基	(9)役員退職慰労引当金の計上基	(9)役員退職慰労引当金の計上基
準	準	準
役員退職慰労引当金は、役員へ	同 左	役員退職慰労引当金は、役員へ
の退職慰労金の支払いに備える		の退職慰労金の支払いに備えるた
ため、役員に対する退職慰労金の		め、役員に対する退職慰労金の支
支給見積額のうち、当中間連結会		給見積額のうち、当連結会計年度
計期間末までに発生していると		末までに発生していると認められ
認められる額を計上しておりま		る額を計上しております。
す。		
(10)睡眠預金払戻損失引当金の計	(10)睡眠預金払戻損失引当金の計	(10)睡眠預金払戻損失引当金の計
上基準	上基準	上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利	同 左	同 左
益計上した睡眠預金について預		
金者からの払戻請求に基づく払		
戻損失に備えるため、過去の払戻		
実績に基づく将来の払戻損失見		
込額を計上しております。		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(11) 利息返還損失引当金の計上基		(11) 利息返還損失引当金の計上基
	準	準	準
	連結子会社の利息返還損失引当	同 左	同 左
	金は、将来の利息返還の請求に伴		
	う損失に備え、過去の返還実績等		
	を勘案した必要額を計上してお		
	ります。		
	(12) 偶発損失引当金の計上基準	(12) 偶発損失引当金の計上基準	(12) 偶発損失引当金の計上基準
	偶発損失引当金は、信用保証協	同 左	同 左
	会との責任共有制度等に伴う費		
	用負担金の支払いに備えるため、		
	過去の負担実績に基づく負担金		
	支払見込額を計上しております。		
	(13)外貨建資産・負債の換算基準	(13) 外貨建資産・負債の換算基準	(13) 外貨建資産・負債の換算基準
	外貨建資産・負債については、	同 左	外貨建資産・負債については、
	中間連結決算日の為替相場によ		連結決算日の為替相場による円
	る円換算額を付しております。		換算額を付しております。
	(14)消費税等の会計処理	(14)消費税等の会計処理	(14)消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会社の消	同 左	同 左
	費税及び地方消費税の会計処理		
	は、税抜方式によっております。		
5.(中間)連結キャッシュ・	中間連結キャッシュ・フロー計算	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書に
フロー計算書における資金の	書における資金の範囲は、中間連結		おける資金の範囲は、連結貸借対照
範囲	貸借対照表上の「現金預け金」で		表上の「現金預け金」であります。
	あります。		

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	「一つ ひ 主文 ひ 手 次 の 支 文 』	
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自平成20年4月1日	(自平成21年4月1日	(自平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
(リース取引に関する会計基準)		(リース取引に関する会計基準)
所有権移転外ファイナンス・リース取引につ		所有権移転外ファイナンス・リース取引につ
いては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた		いては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた
会計処理によっておりましたが、「リース取引		会計処理によっておりましたが、「リース取引
に関する会計基準」(企業会計基準第13号平		に関する会計基準」(企業会計基準第13号平
成19年3月30日)及び「リース取引に関する		成19年3月30日)及び「リース取引に関する
会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指		会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指
針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始		針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始
する連結会計年度から適用されることになっ		する連結会計年度から適用されることになっ
たことに伴い、当中間連結会計期間から同会計		たことに伴い、当連結会計年度から同会計基準
基準及び適用指針を適用しております。		及び適用指針を適用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年4月1日		なお、リース取引開始日が平成20年4月1日
前に開始する連結会計年度に属する所有権移		前に開始する連結会計年度に属する所有権移
転外ファイナンス・リース取引につきまして		転外ファイナンス・リース取引につきまして
は、前連結会計年度末日における未経過リース		は、前連結会計年度末日における未経過リース
料残高を取得価額とし、期首に取得したものと		料残高を取得価額とし、期首に取得したものと
してリース資産に計上しております。		してリース資産に計上しております。
これによる中間連結貸借対照表等に与える影		これによる連結貸借対照表等に与える影響は
響は軽微であります。		軽微であります。

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年 9 月30日)	至 平成21年 3 月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法の一		(その他有価証券に係る時価の算定方法の一
部変更)		部変更)
変動利付国債の評価については、「金融資産		変動利付国債の評価については、従来、市場価
の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企		格をもって連結貸借対照表計上額としており
業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20		ましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結
年10月28日)の公表に伴い、市場価格に基づく		果、市場価格を時価とみなせない状態にあると
価額ではなく、合理的に算定された価額により		判断し、当連結会計年度末においては、合理的
評価を行っております。		に算定された価額をもって連結貸借対照表計
これにより、市場価格に基づく価額により算		上額としております。
定された方法に比べ有価証券は4,434百万円、		これにより、市場価格をもって連結貸借対照
その他有価証券評価差額金は2,642百万円それ		表価額とした場合に比べ、有価証券は3,350百
ぞれ増加し、繰延税金資産は1,791百万円減少		万円、その他有価証券評価差額金は1,996百万
しております。		円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,353百万
		円減少しております。
		変動利付国債の合理的に算定された価額は、
		国債の利回り等から見積もった将来キャッ
		シュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用
		いて割引くことにより算定しており、国債の利
		回り及び同利回りのボラティリティが主な価
		格決定変数であります。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

- 1.有価証券には、関連会社の株式152百万円を含んでおります。
- 2 . 貸出金のうち、破綻先債権額は2,572百万円、延滞債権額は27,805百万円であります.

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 340百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4.161百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は34,880百万円であります。
 - なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6 . 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,368百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

- 1.有価証券には、関連会社の株式117百万円を含んでおります。
- 2.貸出金のうち、破綻先債権額は2,568百万円、延滞債権額は28,955百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 261百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,906百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は34,691百万円であります。
 - なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,409百万円であります。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

- 1.有価証券には、関連会社の株式102百万円を含んでおります。
- 2.貸出金のうち、破綻先債権額は2,554百万円、延滞債権額は27,461百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 280百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2.546百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は32,843百万円であります。
 - なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,001百万円であります。

前中間連結会計期間末	
(亚成20年 9 日30日)	

7. 担保に供している資産は次のとおりであります.

担保に供している資産

有価証券

- 百万円

担保資産に対応する債務 コールマネー(円

省)

- 百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,237百万円及び預け金5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金は187百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は69,003百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが42,892百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが11,148百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行さ れずに終了するものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも当行及び連結 子会社の将来のキャッシュ・フローに影 響を与えるものではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の変化、債権の 保全及びその他相当の事由があるときは 当行及び連結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度額の減額を することができる旨の条項が付けられて おります。また、契約時において必要に応 じて不動産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与信保全上の 措置等を講じております。

9.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

7.担保に供している資産は次のとおりで あります。

為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券64,305百万円及び預け金5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金・敷金は188百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は64,999百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,500百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが8,776百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行さ れずに終了するものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも当行及び連結 子会社の将来のキャッシュ・フローに影 響を与えるものではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の変化、債権の 保全及びその他相当の事由があるときは、 当行及び連結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度額の減額を することができる旨の条項が付けられて おります。また、契約時において必要に応 じて不動産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与信保全上の 措置等を講じております。

9.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

7.担保に供している資産は次のとおりで あります。

為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,525百万円及び預け金5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金・敷金は 188百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は66,032百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,793百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが9,045百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行さ れずに終了するものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも当行及び連結 子会社の将来のキャッシュ・フローに影 響を与えるものではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の変化、債権の 保全及びその他相当の事由があるときは、 当行及び連結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度額の減額を することができる旨の条項が付けられて おります。また、契約時において必要に応 じて不動産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与信保全上の 措置等を講じております。

9.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

前中間連結会計期間末	
(平成20年9月30日)	

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4.904百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

8,892百万円

- 11.借用金は、他の債務よりも債務の履行が 後順位である旨の特約が付された劣後特 約付借入金2,000百万円であります。
- 12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります
- 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は7,670百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

再評価を行った年月日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10年3月31日公布政令第119号)第2条第 4号に定める地価税法に基づいて、奥行価 格補正等合理的な調整を行って算出する 方法によっております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

5,135百万円

平成10年3月31日

10. 有形固定資産の減価償却累計額

9,021百万円

- 11.借用金は、他の債務よりも債務の履行が 後順位である旨の特約が付された劣後特 約付借入金2,000百万円であります。
- 12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。
- 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,045百万円であります。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,898百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

8,892百万円

- 11.借用金は、他の債務よりも債務の履行が 後順位である旨の特約が付された劣後特 約付借入金2,000百万円であります。
- 12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります
- 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,760百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 218百万円、偶発損失引当金繰入額568百万 円、貸出金償却351百万円、株式等売却損 251百万円及び株式等償却164百万円を含 んでおります。 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額289百万円、貸出金償却1,143百万円、株式等売却損107百万円及び株式等償却235百万円を含んでおります。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. その他の経常費用には、貸出金償却 1,492百万円、株式等売却損294百万円、株 式等償却732百万円、偶発損失引当金繰入 額530百万円、債権売却損231百万円を含 んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

		当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	1	-	100,014	
合計	100,014	-	-	100,014	
自己株式					
普通株式	355	10	1	365	(注)1、2
合計	355	10	1	365	

- (注)1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日定時	普通株式	298	3 0	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月23日
株主総会	日地休八	290	3.0	十成20 <u>十</u> 3月31日 	十成20年 0 月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成20年 9 月30日	平成20年12月10日

当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)								
	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要			
発行済株式								
普通株式	100,014	-	-	100,014				
合計	100,014	-	-	100,014				
自己株式								
普通株式	374	5	0	380	(注)1、2			
合計	374	5	0	380				

- (注)1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日定時 株主総会	普通株式	249	2.5	平成21年3月31日	平成21年 6 月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となる もの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成21年 9 月30日	平成21年12月10日

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)								
	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要			
発行済株式								
普通株式	100,014	-	-	100,014				
合計	100,014	-	-	100,014				
自己株式								
普通株式	355	25	5	374	(注)1、2			
合計	355	25	5	374				

- (注)1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月20日 定時株主総会	普通株式	298	3.0	平成20年3月31日	平成20年 6 月23日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	249	2.5	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(, — · ·						
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成21年3月31日	平成21年 6 月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間		当中間連結会		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日	
(自 平成20年4		(自 平成21年4			
至 平成20年 9	9月30日)	至 平成21年 9	9月30日)	至 平成21年3	月31日)
1 . 現金及び現金同等物	物の中間期末残高と	1 . 現金及び現金同等物	物の中間期末残高と	1 . 現金及び現金同等物	の期末残高と連結
中間連結貸借対照表は	:掲記されている科	中間連結貸借対照表は	こ掲記されている科	貸借対照表に掲記され	ている科目の金額
目の金額との関係		目の金額との関係		との関係	
	(単位:百万円)		(単位:百万円)		(単位:百万円)
平成20年9月30日現在		平成21年9月30日現在		平成21年3月31日現在	
現金預け金勘定	21,892	現金預け金勘定	42,799	現金預け金勘定	30,285
現金及び現金同等物	21,892	現金及び現金同等物	42,799	現金及び現金同等物	30,285

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1.ファイナンス・リース取引	1.ファイナンス・リース取引	1.ファイナンス・リース取引	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1)リース資産の内容	(1)リース資産の内容	(1)リース資産の内容	
有形固定資産	有形固定資産	有形固定資産	
主として現金自動預け払い機等であります。	同 左	同 左	
無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産	
ソフトウェアであります。	同 左	同 左	
(2)リース資産の減価償却の方法	(2)リース資産の減価償却の方法	(2)リース資産の減価償却の方法	
中間連結財務諸表作成のための基本となる	同 左	連結財務諸表作成のための基本となる重要	
重要な事項「4.会計処理基準に関する事		な事項「4.会計処理基準に関する事項」	
項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとお		の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりで	
りであります。		あります。	
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引	
・オペレーティング・リース取引のうち解約	・オペレーティング・リース取引のうち解約	・オペレーティング・リース取引のうち解約	
不能のものに係る未経過リース料	不能のものに係る未経過リース料	不能のものに係る未経過リース料	
1 年内 98百万円	1 年内 96百万円	1 年内 100百万円	
1 年超 692百万円	1 年超 704百万円	1 年超 749百万円	
合計 791百万円	合計 800百万円	合計 850百万円	

(有価証券関係)

. 前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	
社債	399	393	5	
その他	17,917	15,556	2,360	
合計	18,316	15,950	2,365	

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,967	6,074	1,107
債券	280,251	282,157	1,906
国債	179,958	182,184	2,225
地方債	34,196	34,377	180
社債	66,095	65,595	500
その他	46,939	42,960	3,978
合計	332,157	331,192	964

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について155百万円、時価のない株式について9百万円、投資信託受益証券569百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについては、著しく下落したものとして減損処理を行っております。

3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	7,687
その他有価証券	
非上場株式	626
出資証券(投資事業組合)	64

. 当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円) 差額(百万円)	
社債	399	392	6
その他	16,932	15,156	1,776
合計	17,332	15,549	1,783

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,394	4,315	920
債券	257,959	263,457	5,498
国債	157,897	161,849	3,951
地方債	37,442	38,085	642
社債	62,618	63,522	904
その他	55,815	53,930	1,885
合計	317,169	321,703	4,534

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について235百万円、時価のない株式について0百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない 状態にあると判断し、当中間連結会計期間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対 照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,362百万円、「その他有価証券評価差額金」は2,004百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は1,358百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	6,062
その他有価証券	
不動産投資信託	82
非上場株式	725
出資証券(投資事業組合)	50

. 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評 価差額(百万円)
売買目的有価証券	55	0

2.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
社債	399	387	12		12
その他	16,923	14,279	2,644	0	2,644
合計	17,323	14,666	2,656	0	2,656

- (注)1.時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
 - 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	4,378	4,673	295	589	294
債券	243,600	245,074	1,474	3,172	1,697
国債	152,318	154,749	2,431	2,526	95
地方債	30,433	30,667	234	332	98
社債	60,848	59,657	1,190	312	1,503
その他	58,743	52,741	6,001	211	6,213
合計	306,722	302,490	4,231	3,973	8,205

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について723百万円、時価のない株式について9百万円、投資信託受益証券741百万円、事業債651百万円、外国証券456百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の評価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,350百万円、その他有価証券評価差額金は1,996百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,353百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	61,324	1,725	1,134

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	6,777
その他有価証券	
非上場株式	626
出資証券(投資事業組合)	61

6.保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	62,062	85,583	68,886	35,701
国債	37,233	35,644	50,920	30,951
地方債	7,209	13,963	9,494	-
社債	17,619	35,975	8,472	4,749
その他	2,840	26,293	11,290	12,373
合計	64,903	111,877	80,177	48,075

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	-

- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在) 該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	-

- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在) 該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	-

- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

. 前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	964
その他有価証券	964
その他の金銭の信託	-
繰延税金資産	519
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	445
少数株主持分相当額	-
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	
評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	445

. 当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

「一同性には、一方には、一方には、一面には、一面には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方					
	金額(百万円)				
評価差額	4,534				
その他有価証券	4,534				
その他の金銭の信託	-				
繰延税金負債	1,714				
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,819				
少数株主持分相当額	-				
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る					
評価差額金のうち親会社持分相当額	-				
その他有価証券評価差額金	2,819				

. 前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,231
その他有価証券	4,231
その他の金銭の信託	-
繰延税金資産	1,802
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,428
少数株主持分相当額	-
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	
評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,428

(デリバティブ取引関係)

- . 前中間連結会計期間末
- (1) 金利関連取引 該当ありません。

(2)通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

	区分	種類	契約額等(百万円)	時価 (百万円)	評価損益(百万円)
		通貨スワップ	-	-	-
1	r i	為替予約	181	178	1
١	店頭	通貨オプション	300	-	-
İ		その他	-	-	-
ſ		合計	-	178	1

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - (3) 株式関連取引 該当ありません。
 - (4)債券関連取引 該当ありません。
 - (5) 商品関連取引 該当ありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引 該当ありません。

- . 当中間連結会計期間末
- (1) 金利関連取引 該当ありません。

(2)通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	242	240	1
	合計	-	240	1

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - (3)株式関連取引 該当ありません。
 - (4)債券関連取引 該当ありません。
 - (5) 商品関連取引 該当ありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引 該当ありません。

- . 前連結会計年度末
- 1.取引の状況に関する事項 通貨関連取引中の為替予約は通常の実需取引に基づく取引であります。
- 2.取引の時価等に関する事項
- (1) 金利関連取引 該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額のうち1年 超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	211	-	215	4
	買建	1	-	1	0
	合計	-	-	217	4

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3)株式関連取引 該当ありません。
- (4)債券関連取引 該当ありません。
- (5) 商品関連取引 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引 該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度 銀行業の経常収益、経常利益の金額は、全セグメントの経常収益の合計、経常利益の金額の合計額に占め る割合が、いずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度在外子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 株当たり純資産額	円	568.16	604.61	545.11
1株当たり中間(当期)純 利益金額	円	11.85	9.31	11.17
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	-	-	-

(注)1.1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)紅	 İ利益			
金額				
中間(当期)純利益	百万円	1,181	927	1,113
普通株主に帰属しない	百万円	_	_	_
金額	D/111	-	-	-
普通株式に係る中間	 百万円	1,181	927	1,113
(当期)純利益	D/111	1,101	321	1,113
普通株式の(中間)期	千株	99,653	99,636	99,649
中平均株式数	1 121	99,000	33,000	33,043

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

o · · Military magazina di antiona				
	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)	
純資産の部の合計額(百万円)	56,854	60,490	54,553	
純資産の部の合計額から控除する金 額(百万円)	238	249	239	
(うち少数株主持分)	(238)	(249)	(239)	
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	56,616	60,240	54,314	
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末の普通株式の数 (千株)	99,648	99,633	99,639	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

経常収益 6,626 資金運用収益 6,047 (うち貸出金利息) 4,815 (うち有価証券利息配当金) 1,154 役務取引等収益 487 その他業務収益 22 その他経常収益 69 経常費用 6,363 資金調達費用 1,009 (うち預金利息) 947 役務取引等費用 628 営業経費 3,744 その他業務費用 628 営業経費 3,744 その他経常費用 1 経常利益 61 固定資産处分益 6 貸倒引当金戻入益 6 (費却債権取立益 6 その他の特別利益 2 特別損失 4 減損損失 - 税金等調整前四半期純利益 320 法人税、住民稅及び事業税 551	百万円) 計期間 1日 30日)
(うち貸出金利息) 4,815 (うち有価証券利息配当金) 1,154 役務取引等収益 487 その他業務収益 22 その他経常収益 69 経常費用 6,363 資金調達費用 1,009 (うち預金利息) 947 役務取引等費用 436 その他業務費用 628 営業経費 3,744 その他経常費用 1 544 1 経常利益 66 方別利益 61 固定資産処分益 3 貸倒引当金戻入益 - 償却債権取立益 60 その他の特別利益 2 特別損失 4 両定資産処分損 4 減損損失 - 税金等調整前四半期純利益 320	6,773
(うち有価証券利息配当金) 1,154 役務取引等収益 487 その他業務収益 22 その他経常収益 69 経常費用 6,363 資金調達費用 1,009 (うち預金利息) 947 役務取引等費用 436 その他業務費用 628 営業経費 3,744 その他経常費用 1 経常利益 61 固定資産処分益 3 貸倒引当金戻入益 - 償却債権取立益 60 その他の特別利益 2 特別損失 4 固定資産処分損 4 減損損失 - 税金等調整前四半期純利益 320	5,783
役務取引等収益 487 その他業務収益 22 その他経常収益 69 経常費用 6,363 資金調達費用 1,009 (うち預金利息) 947 役務取引等費用 436 その他業務費用 628 営業経費 3,744 その他経常費用 1 経常利益 263 特別利益 61 固定資産処分益 - 償却債権取立益 60 その他の特別利益 2 特別損失 4 固定資産処分損 4 減損損失 - 税金等調整前四半期純利益 320	4,532
その他業務収益22その他経常収益69経常費用6,363資金調達費用1,009(うち預金利息)947役務取引等費用436その他業務費用628営業経費3,744その他経常費用1 5441経常利益263特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	1,222
その他経常収益69経常費用6,363資金調達費用1,009(うち預金利息)947役務取引等費用436その他業務費用628営業経費3,744その他経常費用1 5441経常利益263特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	489
経常費用6,363資金調達費用1,009(うち預金利息)947役務取引等費用436その他業務費用628営業経費3,744その他経常費用1 5441経常利益263特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	245
資金調達費用1,009(うち預金利息)947役務取引等費用436その他業務費用628営業経費3,744その他経常費用1 5441経常利益263特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の特別利益 その他の特別利益 ・ 付別損失60その他の特別利益 特別損失2特別損失 減損損失4固定資産処分損 減損損失4減損失 税金等調整前四半期純利益320	255
(うち預金利息)947役務取引等費用436その他業務費用628営業経費3,744その他経常費用1 5441経常利益263特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	6,334
役務取引等費用436その他業務費用628営業経費3,744その他経常費用15441経常利益263特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	733
その他業務費用 営業経費628 3,744その他経常費用15441経常利益263特別利益6161固定資産処分益33貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の特別利益6060その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損 減損損失4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	677
営業経費3,744その他経常費用15441経常利益263特別利益6161固定資産処分益360貸卸債権取立益6060その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	372
その他経常費用15441経常利益263特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	0
経常利益263特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	3,856
特別利益61固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	1,371
固定資産処分益3貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	438
貸倒引当金戻入益-償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	682
償却債権取立益60その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	3
その他の特別利益2特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	634
特別損失4固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	32
固定資産処分損4減損損失-税金等調整前四半期純利益320	11
減損損失-税金等調整前四半期純利益320	34
税金等調整前四半期純利益 320	5
	29
	1,086
	235
過年度法人税等	607
法人税等調整額 434	261
法人税等合計 116 T16	581
	8
	496

前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 565百万円、	1 . その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額100百
偶発損失引当金繰入額544百万円、貸出金償却162百万円	万円、貸出金償却951百万円及び株式等売却損107百万
及び株式等償却155百万円を含んでおります。	円を含んでおります。

3【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	21,892	42,798	30,285
コールローン	20,000	20,000	25,000
買入金銭債権	113	9	52
商品有価証券	54	53	55
金銭の信託	3,000	3,000	3,000
有価証券	1, 7, 13 357,830	1, 7, 13 346,004	1, 7, 13 327,283
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 825,051	2, 3, 4, 5, 6, 8 841,719	2, 3, 4, 5, 6, 8 847,110
外国為替	3,852	₆ 3,727	4,079
その他資産	7 3,883	7 3,716	7 3,611
有形固定資産	9, 10 14,073	9, 10 14,294	9, 10 14,327
無形固定資産	1,347	985	1,197
繰延税金資産	7,163	5,825	9,330
支払承諾見返	3,620	3,434	2,907
貸倒引当金	10,360	9,754	10,641
資産の部合計	1,251,522	1,275,816	1,257,597
負債の部預金	1,163,849	1,186,232	1,173,092
コールマネー	1,036	902	982
借用金	2,000	2,000	2.000
外国為替	11 0	11 2,000	11 2,000
社債	8.000	8 000	8 000
その他負債	6,844	5,514	6,888
未払法人税等	1,050	881	386
リース債務	417	724	632
その他の負債	5,376	3,908	5,869
賞与引当金	865	847	735
役員賞与引当金	16	18	27
退職給付引当金	5,379	5,275	5,313
役員退職慰労引当金	168	217	198
睡眠預金払戻損失引当金	189	199	198
偶発損失引当金	629	609	591
再評価に係る繰延税金負債	2,469	2,458	2,463
支払承諾	3,620	3,434	2,907
負債の部合計	1,195,068	1,215,713	1,203,398
純資産の部			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208	8,208
資本準備金 利益剰余金	8,208	8,208	8,208 36,307
利益準備金	36,569 1,791	36,971 1,791	1,791
その他利益剰余金	34,778	35,180	34,516
別途積立金	21,000	21,000	21,000
繰越利益剰余金	13,778	14,180	13,516
自己株式	120	123	122
株主資本合計	54,657	55,056	54,393
その他有価証券評価差額金	445	2,819	2,428
土地再評価差額金	2,241	2,226	2,233
評価・換算差額等合計	1,796	5,046	194
純資産の部合計	56,453	60,103	54,198
負債及び純資産の部合計	1,251,522	1,275,816	1,257,597
		1,2.0,010	1,20.,001

958

1,286

1,161

327

(2)【中間損益計算書】

法人税、住民税及び事業税

過年度法人税等

法人税等調整額

法人税等合計

中間純利益

前事業年度の要約 前中間会計期間 当中間会計期間 損益計算書 (自 平成20年4月1日 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成20年9月30日) 至 平成21年9月30日) 至 平成21年3月31日) 経常収益 14,212 12,955 27,777 資金運用収益 11,851 11,331 23,436 (うち貸出金利息) 9,526 8,975 18,939 (うち有価証券利息配当金) 2,179 2,298 4,270 役務取引等収益 1,039 930 1,997 その他業務収益 27 303 798 その他経常収益 1,293 390 1,545 経常費用 12,511 11,674 27,252 資金調達費用 1,970 3,714 1,503 (うち預金利息) 1,847 1,392 3,470 役務取引等費用 798 727 1,572 その他業務費用 628 2,742 7,512 営業経費 7,337 14,575 1,777 1,930 4,646 その他経常費用 経常利益 1,700 1,280 524 171 540 410 特別利益 3 42 65 101 特別損失 税引前中間純利益 1,829 1,755 833

1,044

397

647

1,181

258

607

16

848

906

(3)【中間株主資本等変動計算書】

当中間期末残高

前事業年度の 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 前中間会計期間 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) 至 平成21年9月30日) 至 平成21年3月31日) 株主資本 資本金 前期末残高 10,000 10,000 10,000 当中間期変動額 当中間期変動額合計 10,000 10,000 10,000 当中間期末残高 資本剰余金 資本準備金 前期末残高 8,208 8,208 8,208 当中間期変動額 当中間期変動額合計 8,208 当中間期末残高 8,208 8,208 その他資本剰余金 前期末残高 当中間期変動額 自己株式の処分 0 0 0 自己株式処分差損の振替 0 0 0 当中間期変動額合計 資本剰余金合計 前期末残高 8,208 8,208 8,208 当中間期変動額 自己株式の処分 0 0 0 自己株式処分差損の振替 0 0 0 当中間期変動額合計 当中間期末残高 8,208 8,208 8,208 利益剰余金 利益準備金 前期末残高 1,791 1,791 1,791 当中間期変動額 当中間期変動額合計 1,791 1,791 1,791 当中間期末残高 その他利益剰余金 別途積立金 前期末残高 21,000 21,000 21,000 当中間期変動額 当中間期変動額合計

21,000

21,000

21,000

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	12,895	13,516	12,895
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	906	1,161
自己株式処分差損の振替	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	882	664	620
当中間期末残高	13,778	14,180	13,516
利益剰余金合計			
前期末残高	35,686	36,307	35,686
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	906	1,161
自己株式処分差損の振替	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	882	664	620
当中間期末残高	36,569	36,971	36,307
自己株式			
前期末残高	118	122	118
当中間期変動額			
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
当中間期変動額合計		1	4
当中間期末残高	120	123	122
株主資本合計			
前期末残高	53,777	54,393	53,777
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	906	1,161
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
自己株式処分差損の振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	880	663	616
当中間期末残高	54.657	55,056	54,393

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	528	2,428	528
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	973	5,248	2,957
当中間期末残高	445	2,819	2,428
土地再評価差額金			
前期末残高	2,241	2,233	2,241
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	-	6	7
当中間期末残高	2,241	2,226	2,233
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,770	194	2,770
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	973	5,241	2,964
当中間期末残高	1,796	5,046	194
純資産合計			
前期末残高	56,547	54,198	56,547
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	906	1,161
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
自己株式処分差損の振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-		-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	93	5,904	2,348
当中間期末残高	56,453	60,103	54,198

【中間財務諸表作成の基本となる重要な事項】

【中国別初田代下版024	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
1 . 商品有価証券の評価基準及	商品有価証券の評価は、時価法	同 左	同 左
び評価方法	(売却原価は主として移動平均法		
	により算定)により行っておりま		
	ਰ ,		
2 . 有価証券の評価基準及び評	(1) 有価証券の評価は、満期保有目	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目
	的の債券については移動平均法) 的の債券については移動平均法
	による償却原価法(定額法)、子		による償却原価法(定額法)、子
	会社株式及び関連会社株式につ		会社株式及び関連会社株式につ
	いては移動平均法による原価法		いては移動平均法による原価法。
	その他有価証券のうち時価のあ		その他有価証券のうち時価のあ
	るものについては、中間決算日の		
			るものについては、決算日の市場
	市場価格等に基づく時価法(売		価格等に基づく時価法(売却原
	却原価は主として移動平均法に		価は主として移動平均法により
	より算定)、時価のないものにつ		算定)、時価のないものについて
	いては、移動平均法による原価法		は、移動平均法による原価法又は
	又は償却原価法により行ってお		償却原価法により行っておりま
	ります。		す 。
	なお、その他有価証券の評価差		なお、その他有価証券の評価差
	額については、全部純資産直入法		額については、全部純資産直入法
	により処理しております。		により処理しております。
	(2)有価証券運用を主目的とする	(2) 同左	(2) 同左
	単独運用の金銭の信託において	()	
	信託財産として運用されている		
	有価証券の評価は、時価法により		
	行っております。		
3.デリバティブ取引の評価基	デリバティブ取引の評価は、時価	 同 左	同 左
***	法により行っております。	同在	
4.固定資産の減価償却の方法		(4) 左形田宁次立(11 7次立左	/4)左形田宁次立/11 7次立左
4. 固定資産の減1111負却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を	(1)有形固定資産(リース資産を	(1)有形固定資産(リース資産を
		除く)	
	有形固定資産は、定率法(ただ	同 左	有形固定資産は、定率法(ただ
	し、平成10年4月1日以後に取得		し、平成10年4月1日以後に取
	した建物(建物附属設備を除		得した建物(建物附属設備を除
	く。)については定額法)を採用		く。)については定額法)を採
	し、年間減価償却費見積額を期間		用しております。
	により按分し計上しております。		なお、主な耐用年数は次のとお
	なお、主な耐用年数は次のとお		りであります。
	りであります。		建 物:8年~50年
	建 物:8年~50年		その他:3年~20年
	その他:3年~20年		
	(2)無形固定資産(リース資産を	(2)無形固定資産(リース資産を	(2)無形固定資産(リース資産を
	除く)	除く)	除く)
	無形固定資産は、定額法により	同左	同左
	償却しております。なお、自社利		
	用のソフトウェアについては、行		
	内における利用可能期間(5		
	年)に基づいて償却しておりま		
	す。		
	(3)リース資産	 (3) リース資産	
	()		()
	所有権移転外ファイナンス・	同 左	同 左
	リース取引に係る「有形固定資金の大阪」		
	産」及び「無形固定資産」中の		
	リース資産は、リース期間を耐用		
	年数とした定額法によっており		
	ます。なお、残存価額については、		
	リース契約上に残価保証の取り		
	決めがあるものは当該残価保証		
	額とし、それ以外のものは零とし		
	ております。		

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金
	貸倒引当金は、予め定めている	貸倒引当金は、予め定めている	貸倒引当金は、予め定めている
	償却・引当基準に則り、次のとお	償却・引当基準に則り、次のとお	償却・引当基準に則り、次のとお
	り計上しております。	り計上しております。	り計上しております。
	破産、特別清算等法的に経営破	破産、特別清算等法的に経営破	破産、特別清算等法的に経営破
	綻の事実が発生している債務者	綻の事実が発生している債務者	綻の事実が発生している債務者
	(以下、「破綻先」という。)に	(以下、「破綻先」という。)に	(以下、「破綻先」という。)に
	係る債権及びそれと同等の状況	係る債権及びそれと同等の状況	係る債権及びそれと同等の状況
	にある債務者(以下「実質破綻	にある債務者(以下「実質破綻	にある債務者(以下「実質破綻
	先」という。) に係る債権につい	先」という。) に係る債権につい	先」という。) に係る債権につい
	ては、以下のなお書きに記載され	ては、以下のなお書きに記載され	ては、以下のなお書きに記載され
	ている直接減額後の帳簿価額か	ている直接減額後の帳簿価額か	ている直接減額後の帳簿価額か
	ら、担保の処分可能見込額及び保	ら、担保の処分可能見込額及び保	ら、担保の処分可能見込額及び保
	証による回収可能見込額を控除	証による回収可能見込額を控除	証による回収可能見込額を控除
	し、その残額を計上しておりま	し、その残額を計上しておりま	し、その残額を計上しておりま
	す。また、現在は経営破綻の状況	す。また、現在は経営破綻の状況	す。また、現在は経営破綻の状況
	にないが、今後経営破綻に陥る可	にないが、今後経営破綻に陥る可	にないが、今後経営破綻に陥る可
	能性が大きいと認められる債務	能性が大きいと認められる債務	能性が大きいと認められる債務
	者に係る債権については、債権額	者に係る債権については、債権額	者に係る債権については、債権額
	から、担保の処分可能見込額及び	から、担保の処分可能見込額及び	から、担保の処分可能見込額及び
	保証による回収可能見込額を控	保証による回収可能見込額を控	保証による回収可能見込額を控
	除し、その残額のうち、債務者の	除し、その残額のうち、債務者の	除し、その残額のうち、債務者の
	支払能力を総合的に判断し必要	支払能力を総合的に判断し必要	支払能力を総合的に判断し必要
	と認める額を計上しております。	と認める額を計上しております。	と認める額を計上しております。
	上記以外の債権については、過去	上記以外の債権については、過去	上記以外の債権については、過去
	の一定期間における貸倒実績か	の一定期間における貸倒実績か	の一定期間における貸倒実績か
	ら算出した貸倒実績率等に基づ	ら算出した貸倒実績率等に基づ	ら算出した貸倒実績率等に基づ
	き計上しております。	き計上しております。	き計上しております。
	すべての債権は、資産の自己査	すべての債権は、資産の自己査	すべての債権は、資産の自己査
	定基準に基づき、営業関連部署が	定基準に基づき、営業関連部署が	定基準に基づき、営業関連部署が
	資産査定を実施し、当該部署から	資産査定を実施し、当該部署から	資産査定を実施し、当該部署から
	独立した資産監査部署が査定結	独立した資産監査部署が査定結	独立した資産監査部署が査定結
	果を監査しており、その査定結果	果を監査しており、その査定結果	果を監査しており、その査定結果
	に基づいて上記の引当を行って	に基づいて上記の引当を行って	に基づいて上記の引当を行って
	おります。	おります。	おります。
	なお、破綻先及び実質破綻先に	なお、破綻先及び実質破綻先に	なお、破綻先及び実質破綻先に
	対する担保・保証付債権等につ	対する担保・保証付債権等につ	対する担保・保証付債権等につ
	いては、債権額から担保の評価額	いては、債権額から担保の評価額	いては、債権額から担保の評価額
	及び保証による回収が可能と認	及び保証による回収が可能と認	及び保証による回収が可能と認
	められる額を控除した残額を取	められる額を控除した残額を取	められる額を控除した残額を取
	立不能見込額として債権額から	立不能見込額として債権額から	立不能見込額として債権額から
	直接減額しており、その金額は	直接減額しており、その金額は	直接減額しており、その金額は
	4,661百万円であります。	5,781百万円であります。	5,417百万円であります。
	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
	賞与引当金は、従業員への賞与	同 左	賞与引当金は、従業員への賞与
	の支払いに備えるため、従業員に		の支払いに備えるため、従業員に
	対する賞与の支給見込額のうち、		対する賞与の支給見込額のうち、
	当中間会計期間に帰属する額を		当事業年度に帰属する額を計上
	計上しております。		しております。
	(3)役員賞与引当金	(3)役員賞与引当金	(3)役員賞与引当金
	役員賞与引当金は、役員への賞	同 左	役員賞与引当金は、役員への賞
	与の支払いに備えるため、役員に		与の支払いに備えるため、役員に
	対する賞与の支給見込額のうち、		対する賞与の支給見込額のうち、
	当中間会計期間に帰属する額を		当事業年度に帰属する額を計上
	計上しております。		しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(4)退職給付引当金	(4) 退職給付引当金	(4)退職給付引当金
	退職給付引当金は、従業員の退	同左	退職給付引当金は、従業員の退
	職給付に備えるため、当事業年度		職給付に備えるため、当事業年度
	末における退職給付債務及び年		末における退職給付債務及び年
	金資産の見込額に基づき、当中間		金資産の見込額に基づき、必要額
	会計期間末において発生してい		を計上しております。また、過去
	ると認められる額を計上してお		勤務債務及び数理計算上の差異
	ります。また、過去勤務債務及び		の損益処理方法は以下のとおり
	数理計算上の差異の損益処理方		であります。
	法は以下のとおりであります。		
	過去勤務債務		過去勤務債務
	その発生年度の従業員の平均		その発生年度の従業員の平均
	残存勤務期間内の一定の年数		残存勤務期間内の一定の年数
	(8年)による定額法により		(8年)による定額法により
	損益処理		損益処理
	数理計算上の差異		数理計算上の差異
	各発生年度の従業員の平均残		各発生年度の従業員の平均残
	存勤務期間内の一定の年数		存勤務期間内の一定の年数
	(10年)による定額法により		(10年)による定額法により
	按分した額を、それぞれ発生の		按分した額を、それぞれ発生の
	翌事業年度から損益処理		翌期から損益処理
	(5)役員退職慰労引当金の計上基	(5)役員退職慰労引当金の計上基	(5)役員退職慰労引当金
	準	準	役員退職慰労引当金は、役員へ
	役員退職慰労引当金は、役員へ	。 同 左	の退職慰労金の支払いに備える
	の退職慰労金の支払いに備える		ため、役員に対する退職慰労金の
	ため、役員に対する退職慰労金の		支給見積額のうち、当事業年度末
	支給見積額のうち、当中間会計期		までに発生していると認められ
	間末までに発生していると認め		る額を計上しております。
	られる額を計上しております。		
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計	(6)睡眠預金払戻損失引当金の計	(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計
	上基準	上基準	上基準
	一一・	同左	同 左
	益計上した睡眠預金について預	., _	
	金者からの払戻請求に基づく払		
	戻損失に備えるため、過去の払戻		
	実績に基づく将来の払戻損失見		
	(7) 偶発損失引当金の計上基準	 (7)偶発損失引当金の計上基準	
	(7)	同左	(7)
	一個光預大引き並は、信用体証励 会との責任共有制度等に伴う費	169 TE	16) 4E
	用負担金の支払いに備えるため、		
	田貝担金の支払いに備えるため、 過去の負担実績に基づく負担金		
	過去の負担実績に基づく負担金 支払見込額を計上しております。		
 6 . 外貨建資産及び負債の本邦	外貨建の資産・負債については、	 同 左	外貨建の資産・負債は、決算日の
0.外員建員性及び負債の本邦 通貨への換算基準	小貝建の貝座・貝頂については、 中間決算日の為替相場による円換	四年	外員建の員座・貝頂は、決算口の 為替相場による円換算額を付して
四貝ハツ沃昇埜牛	中间沃昇ロの為質相場による自撰 算額を付しております。		
 7.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消	 同 左	のります。 消費税及び地方消費税(以下、消
/ · /月貝伽守の云引処理 	消貨税及び地方消貨税(以下、消 費税等という。)の会計処理は、税	四年	消貨税及び地方消貨税(以下、消 費税等という。)の会計処理は、税
	黄枕寺という。) の云言処理は、枕 抜方式によっております。		黄枕寺という。) の云言処理は、枕 抜方式によっております。
	扱力式によってのります。 ただし、有形固定資産に係る控除		扱力式にようであります。 ただし、有形固定資産に係る控除
	対象外消費税等は当中間会計期間		対象外消費税等は当事業年度の費
	の費用に計上しております。		用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	· 5 0 三 文 15 子 六 7 文 2 2	
前中間会計期間 (自 平成20年4月1日	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日	前事業年度 (自 平成20年4月1日
至平成20年4月1日	至 平成21年4月1日	至 平成20年4月1日
(リース取引に関する会計基準)		(リース取引に関する会計基準)
所有権移転外ファイナンス・リース取引につ		所有権移転外ファイナンス・リース取引につ
いては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた		いては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた
会計処理によっておりましたが、「リース取引		会計処理によっておりましたが、「リース取引
に関する会計基準」(企業会計基準第13号平		に関する会計基準」(企業会計基準第13号平
成19年3月30日)及び「リース取引に関する		成19年3月30日)及び「リース取引に関する
会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指		会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指
針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始		針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始
する事業年度から適用されることになったこ		する事業年度から適用されることになったこ
とに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び		とに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用
適用指針を適用しております。		指針を適用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年4月1日		なお、リース取引開始日が平成20年4月1日
前に開始する事業年度に属する所有権移転外		前に開始する事業年度に属する所有権移転外
ファイナンス・リース取引につきましては、前		ファイナンス・リース取引につきましては、平
事業年度末日における未経過リース料残高を		成19年度末日における未経過リース料残高を
取得価額とし、期首に取得したものとしてリー		取得価額とし、期首に取得したものとしてリー
ス資産に計上しております。		ス資産に計上しております。
これによる中間貸借対照表等に与える影響は		これによる貸借対照表等に与える影響は軽
軽微であります。		微であります。

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)
(中間貸借対照表関係)	
「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行	
法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年	
7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から	
適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負	
債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を	
内訳表示しております。	

【追加情報】

		前中間会計期間
(自	平成20年4月1日
	至	平成20年9月30日)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一 部変更)

変動利付国債の評価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表に伴い、市場価格に基づく価額ではなく、合理的に算定された価額により評価を行っております。

これにより、市場価格に基づく価額により算定された方法に比べ有価証券は4,434百万円、その他有価証券評価差額金は2,642百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,791百万円減少しております。

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一 部変更)

変動利付国債の時価については、昨今の市場 環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を 時価とみなせない状態にあると判断し、当中間 会計期間末においては、合理的に算定された価 額をもって中間貸借対照表計上額としており ます。

これにより、市場価格をもって中間貸借対照 表価額とした場合に比べ、有価証券は3,362百 万円、その他有価証券評価差額金は2,004百万 円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,358百万 円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、 国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一 部変更)

変動利付国債の評価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,350百万円、その他有価証券評価差額金は1,996百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,353百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、 国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのポラティリティが主な価格決定変数であります。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)

- 1 . 関係会社の株式総額 62百万円
- 2 . 貸出金のうち、破綻先債権額は2,513百 万円、延滞債権額は27,754百万円でありま す

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 334百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4.159百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は34,761百万円であります。
 - なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,368百万円であります。

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)

- 1.関係会社の株式総額 62百万円
- 2.貸出金のうち、破綻先債権額は2,512百万円、延滞債権額は28,917百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 257百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,903百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は34,591百万円であります。
 - なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6 . 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,409百万円であります。

前事業年度末 (平成21年3月31日)

- 1. 関係会社の株式総額 62百万円
- 2.貸出金のうち、破綻先債権額は2,499百万円、延滞債権額は27,425百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 278百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,543百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は32,746百万円であります。
 - なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,001百万円であります。

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)

7. 担保に供している資産は次のとおりで あります。

担保に供している資産

有価証券

- 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー(円貨) - 百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,237百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は181百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は57,855百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが42.892百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実持を関の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の見直し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 . 有形固定資産の減価償却累計額

8,886百万円

10.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10年3月31日公布政令第119号)第2条第 4号に定める地価税法に基づいて、奥行価 格補正等合理的な調整を行って算出する 方法によっております。 当中間会計期間末 (平成21年9月30日)

7.担保に供している資産は次のとおりで あります。

為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券64,305百万円及び預け金5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金・敷金は181百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は56,223百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41.500百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及び実行をは、金融情勢の変化、債権の保全及び実行を関の連続を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の規定を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 . 有形固定資産の減価償却累計額

9,014百万円

10.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10年3月31日公布政令第119号)第2条第 4号に定める地価税法に基づいて、奥行価 格補正等合理的な調整を行って算出する 方法によっております。 前事業年度末 (平成21年3月31日)

7.担保に供している資産は次のとおりで あります。

為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,525百万円及び預け金5百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金・敷金は181百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は56,987百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,793百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 . 有形固定資産の減価償却累計額

8,886百万円

10.土地の再評価に関する法律(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、事業 用の土地の再評価を行い、評価差額につい ては、当該評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」として負 債の部に計上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として純資産の部 に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年 3 月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10年3月31日公布政令第119号)第2条第 4号に定める地価税法に基づいて、奥行価 格補正等合理的な調整を行って算出する 方法によっております。

		F
前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)	前事業年度末 (平成21年 3 月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事	同法律第10条に定める再評価を行った事	同法律第10条に定める再評価を行った事
業用の土地の当中間会計期間末における	業用の土地の当中間会計期間末における	業用の土地の当事業年度末における時価
時価の合計額と当該事業用の土地の再評	時価の合計額と当該事業用の土地の再評	の合計額と当該事業用の土地の再評価後
価後の帳簿価額の合計額との差額	価後の帳簿価額の合計額との差額	の帳簿価額の合計額との差額
4,904百万円	5,135百万円	4,898百万円
11.借用金は、他の債務よりも債務の履行が	11.借用金は、他の債務よりも債務の履行が	11.借入金は、他の債務よりも債務の履行が
後順位である旨の特約が付された劣後特	後順位である旨の特約が付された劣後特	後順位である旨の特約が付された劣後特
約付借入金2,000百万円であります。	約付借入金2,000百万円であります。	約付借入金2,000百万円であります。
12.社債は、劣後特約付社債8,000百万円で	12.社債は、劣後特約付社債8,000百万円で	12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円で
あります。	あります。	あります。
13.有価証券中の社債のうち、有価証券の私	13.有価証券中の社債のうち、有価証券の私	13.有価証券中の社債のうち、有価証券の私
募(金融商品取引法第2条第3項)によ	募(金融商品取引法第2条第3項)によ	募(金融商品取引法第2条第3項)によ
る社債に対する当行の保証債務の額は	る社債に対する当行の保証債務の額は	る社債に対する当行の保証債務の額は
7,670百万円であります。	6,045百万円であります。	6,760百万円であります。
(市問場共計管書閉係)		

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間			当中間会計期間 前事業年度		
(自 平成20年4月1日		(自平成21年4月1日		(自 平成20年4月1日	
至 平成20年9月30日)		至 平成21年9月30日)		至 平成21年3月31日)	
1.減価償却実施額は下記のとおりであり		1.減価償却実施額は下記のとおりであり			
ます。		ます。			
有形固定資産	267百万円	有形固定資産	274百万円		
無形固定資産	240百万円	無形固定資産	258百万円		
2 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額		2.その他経常費用には、偶発損失引当金繰		2.その他の経常費用には、偶発損失引当金	
201百万円、偶発損失引当金繰入額568百万		入額289百万円、貸出金償却1,104百万円、		繰入額530百万円、債権売却損192百万円	
円、貸出金償却321百万F	円、株式等売却損	株式等売却損107百万円及び株式等償却		を含んでおります。	
251百万円及び株式等償却164百万円を含		235百万円を含んでおります。			
んでおります。					
3 . 特別利益の内訳は次のとおりでありま		3 . 特別利益の内訳は次のとおりでありま		3 . 特別利益の内訳は次のとおりでありま	
す。		す 。		す。	
固定資産処分益	19百万円	固定資産処分益	3百万円	固定資産処分益	19百万円
償却債権取立益	151百万円	貸倒引当金戻入益	443百万円	償却債権取立益	390百万円
計	171百万円	償却債権取立益	93百万円	計	410百万円
		計	540百万円		
4 . 特別損失の内訳は次のとおりでありま		4 . 特別損失の内訳は次のとおりでありま		4 . 特別損失の内訳は次のとおりでありま	
す。		す。		す。	
固定資産処分損	42百万円	固定資産処分損	36百万円	固定資産処分損	93百万円
計	42百万円	減損損失	29百万円	減損損失	8百万円
		計	65百万円	計	101百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式 数	当中間会計期間増 加株式数	当中間会計期間減 少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	355	10	1	365	(注)1、2
合計	355	10	1	365	

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式 数	当中間会計期間増 加株式数	当中間会計期間減 少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	374	5	0	380	(注)1、2
合計	374	5	0	380	

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株 式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘要
自己株式					
普通株式	355	25	5	374	(注)1、2
合計	355	25	5	374	

- (注)1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

(リース取引関係)

(ソース収割)	カルボ ノ				
前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1.ファイナンス・リース取引		1.ファイナンス	・リース取引	1.ファイナンス・	リース取引
所有権移転外ファイナ	ンス・リース取引	所有権移転外ファ	イナンス・リース取引	リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース	
(1)リース資産の内容		(1)リース資産の	内容	(1)リース資産の内容	
有形固定資産	有形固定資産			有形固定資産	
主として現金自動預け	主として現金自動預け払い機等であります。		同 左		同 左
無形固定資産		無形固定資産		無形固定資産	
ソフトウェアでありま	₹す。		同 左	同 左	
(2)リース資産の減価償	(2)リース資産の減価償却の方法		咸価償却の方法	(2)リース資産の減価償却の方法	
中間財務諸表作成のた	中間財務諸表作成のための基本となる重要		同 左	重要な会計方針「4.固定資産の減価償	
な事項「4.固定資産の減価償却の方法」				の方法」に記載のとおりであります。	
に記載のとおりであります。					
2.オペレーティング・リース取引		2.オペレーティング・リース取引 2.オペレーティング・リース		·グ・リース取引	
・オペレーティング・リース取引のうち解約		・オペレーティン・	グ・リース取引のうち解約	・オペレーティング・リース取引のうち解約	
不能のものに係る未経過リース料		不能のものに係る未経過リース料		不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	94百万円	1 年内	93百万円	1 年内	96百万円
1 年超	690百万円	1 年超	704百万円	1 年超	749百万円
合計	784百万円	合計	797百万円	合計	845百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

平成21年11月13日開催の取締役会において、第108期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ)中間配当額 249百万円

(ロ)1株当たりの中間配当金 2円50銭

(八)支払請求の効力発生日 平成21年12月10日

(二)支払開始日 平成21年12月10日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

平成20年11月17日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

 指定社員
 公認会計士
 手塚 仙夫
 印

 指定社員
 公認会計士
 白井 正
 印

 指定社員
 公認会計士
 神代 勲
 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 中間連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

平成21年11月13日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 中間連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

平成20年11月17日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

 指定社員
 公認会計士
 手塚 仙夫 印

 指定社員
 公認会計士
 白井 正 印

 指定社員
 公認会計士
 白井 正 印

業務執行社員 公認会計士 神代 뾨 り

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第107期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成21年11月13日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}中間財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。